

宮崎地方最低賃金審議会の宮崎県特定最低賃金
専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

宮崎労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、「宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金」の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、宮崎県の区域内で、自動車（新車）小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、別紙「宮崎地方最低賃金審議会宮崎県特定最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 5 年 8 月 28 日

宮崎労働局長 坂根 登